

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和2年度 第1回松阪市景観審議会
2. 開催日時	令和3年3月19日(金) 午後2時00分から午後4時01分
3. 開催場所	松阪市本町2176番地 松阪市産業振興センター 2階人材育成講座室
4. 出席者氏名	(松阪市景観審議会委員) 浅野 聡(会長)、門 暉代司(副会長) 中村 貴雄、 宮本 留規、山本 真帆、榎井 孝明、西村 文雄 中北 直子  (事務局) 建設部部长: 伊藤 篤 建設部次長: 小林 努 景観担当主幹兼景観係長事務取扱: 松野 直樹 景観係: 亀谷 佳伸
5. 開催および非公開	公開
6. 傍聴者数	0名
7. 担当	松阪市建設部都市計画課景観係 電話 0598-53-4166 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

# 令和2年度 第1回松阪市景観審議会 事項書

日時: 令和3年3月19日(金)14時00分より

会場: 松阪市産業振興センター 2階

人材育成講座室

## 1. あいさつ

## 2. 審議事項

(1) 景観計画重点地区の指定(案)について

(2) 松阪市景観計画の変更(案)について

(3) 重点地区「松坂城跡周辺地区」の景観形成基準の変更(案)について

## 3. 報告事項

松阪市景観計画運用実績について

## 4. その他

- 事務局
- ・ 審議会の開会
  - ・ 傍聴者の説明 等
  - ・ あいさつ（伊藤部長）
  - ・ 配布資料の確認
  - ・ 委員紹介
  - ・ 新たな委員の紹介
  - ・ 会長、副会長の選出  
→（会長）浅野 聡委員、（副会長）門 暉代司委員を選任
  - ・ 人数確認
  - ・ 配布資料の確認

事務局        それでは議事につきましては会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願い致します。

会長            お忙しい中、令和2年度第1回松阪市景観審議会にご出席いただきましてありがとうございます。今期も引き続き会長をさせていただくことになりましたので、本日も進行をさせていただきます。また、副会長を引き続き門委員にお願いさせていただきますので、併せてよろしくお願い致します。

                  それでは事項書と資料に沿って進めていきたいと思いますので、適宜ご発言などありましたらよろしくお願い致します。

                  それでは、本審議会の成立の可否について事務局から報告をお願いします。

事務局        ・ 委員出席人数報告について、景観審議会委員8名中8名の委員の方に出席いただいております。松阪市景観規則第26条2の規定により審議会が成立しています。

会長            事務局から報告があったとおり、本審議会は成立していますので、事項書に沿って進めていきたいと思います。それでは、皆さん事項書をご覧ください。本日の審議会は、審議事項3件、報告事項1件となります。議案第1号は、景観計画重点地区の指定について（案）、議案第2号は、松阪市景観計画の変更（案）について、議案第3号は、重点地区「松坂城跡周辺地区」の景観形成基準の変更（案）について、報告事項の松阪市景観計画運用実績について、となっております。

                  審議会は事項書のとおり進めていきます。まず、審議事項の議案第1号について事務局から説明をお願いします。

事務局        議案第1号 下記の事項について、松阪市景観条例第8条第3項の規定により貴審議会の意見を求めます。令和3年3月19日松阪市長、諮問事項、景観重点地区の指定（案）について、指定地区は中万地区になります。

説明資料は、資料1、中万地区景観重点地区区域図（案）、中万地区景観形成基準（案）、本日配布のスライド資料「令和2年度第1回松阪市景観審議会一審議事項資料一」を参照しながら説明いたします。

・審議事項（1）について説明

会長 説明ありがとうございました。この審議会でも中万地区の町並み保存についてはずっと審議してきましたが、最終的にほとんど全員の方に賛同の署名をしていただいたということで、重点地区の指定案について説明していただきました。では委員の皆様から何かご質問があればよろしくをお願いします。

委員 賛同された方が95名ということで、その内不在地主の方は何名位でしょうか。

事務局 連絡が取れていないのが2件、高齢で施設に入所されている案件が1件、中万に母が在住であるが、相続した子が県外在住で母から子に意思確認ができていない案件が1件です。積極的に賛同しないということは聞いていません。

委員 重点地区指定の賛同署名をまとめていただいたことに敬意と感謝を表します。30年以上前の第10回町並みゼミの際に国分家付近の櫛田川の拡幅の話が出ていましたが、この地域は該当しないのでしょうか。もう1点は、区域としては何も言うことはございませんが、櫛田川の船着き場の扱いをどうするのかと言う点について直接景観とは関係ないかもしれませんがお聞かせください。

委員 当時射和町の延命寺の山門から国分家のあたりまで護岸にかかる櫛田川の河川改修計画がありました。

事務局 櫛田川の拡幅については、河川整備計画に基づき下流の方から進めていただいているところです。上流部にあたるこのあたりについてはそういった話は出ておりませんが、国交省の方に確認させていただきます。

会長 今回は重点地区の指定について賛同していただけたということで大きな成果ですので、今後の整備の際に船着き場もできれば整備されていくといいと思います。次の段階として、射和地区の河川改修計画は河川行政との調整も乗り越えていく必要があると思いますので、よろしくをお願いします。櫛田川の拡幅についてはまだ計画があるのかどうか三重河川事務所に問い合わせいただければと思います。今回重点地区に賛同していただいたというのは大きな成果ですので、今後は重要な建物は国の登録有形文化財指定や景観重要建造物指定できないかといった協議を進めていただいて、重点地区の中身の充実について地元の方と引き続き検討を進めていただければと思います。この案については委員の方から異論はでなかったということで、議案第2号について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 下記の事項について、松阪市景観条例第7条第2項の規定により貴審議会の意見を求めます。令和3年3月19日松阪市長、諮問事項、松阪市景観計画の変更(案)について、変更理由は、「中万地区」を重点地区に指定することによる景観計画区域等の変更になります。

説明資料は、資料2、松阪市景観計画の変更(案)、本日配布のスライド資料「令和2年度第1回松阪市景観審議会―審議事項資料―」を参照しながら説明いたします。

・審議事項(2)について説明

会長 議案第2号の説明ありがとうございました。それでは、只今の説明につきまして、委員の方々からご質問などありますでしょうか。

委員 7ページに「潮干狩りやたてぼしなどとともに市民のレクリエーションの場として親しまれている五主海岸」とありますが、貝の不漁により昨年は一般の方が採取できるのは松名瀬海岸のみでしたので、漁協に確認していただいて表現を検討していただいた方がいいと思います。

事務局 承知しました。表現を検討いたします。

会長 ご意見ありがとうございました。確認して表現を変えた方がよければ変えてください。では他の委員の方からご質問等ありますか。この第2号議案は、主に第1号議案の中万地区の重点地区指定に連動して表現の調整、古くなった内容の時点修正であり、景観計画の骨子に変更はありませんので問題ないと思います。引き続き第3号議案の説明をお願いします。

事務局 議案第3号 下記の事項について、松阪市景観条例第7条第2項の規定により貴審議会の意見を求めます。令和3年3月19日松阪市長、諮問事項、重点地区「松坂城跡周辺地区」の景観形成基準の変更(案)について、変更理由は、「松坂城跡周辺地区」の景観形成基準の一部変更になります。

説明資料は、資料3、松坂城跡周辺地区 景観形成基準の変更(案)、松坂城跡周辺地区景観形成基準について、を参照しながら説明いたします。

・審議事項(3)について説明

会長 説明ありがとうございました。以前景観審議会でも議論し、補助対象としていくことを当審議会でも承していただき、今回は具体的な案にいただいたという状況です。それでは委員の方から何か質問はありますか。

委員 1点目が以前も確認しましたが、生垣の剪定や補植に対する文化課での補助制度との整合性を調整いただいたのか再度説明していただけますか。もう1点が資料には

生垣とありますが、先ほどの説明の中で槇垣と言われましたが、樹木指定はされるのでしょうか。

事務局 補助対象については、文化課とは調整しており、文化課は御城番や同心町通りの現存する生垣の刈込、補植が対象です。景観の方は新規の植栽を補助対象としており、文化課とは重ならない制度です。景観の補助金で植栽され、その後の剪定や刈込等を行う場合には文化課にて対応いただくということで調整を行っています。樹種については、町並みの保存ということでいくつかピックアップはしておりますが、樹種の指定はせず、和風の樹種と考えています。洋風な外構をされているところもありますが、そういったものは対象外と考えています。

委員 補助を行うので、できれば槇垣とご指導いただくとありがたいと思います。

事務局 事務局としても植栽は槇垣が大前提になってくると考えています。

会長 他の委員の方からご質問などありますでしょうか。第3号議案については以前も景観審議会で議論し、今回具体的な案として作っていただきましたので、特に異論はないということにさせていただきたいと思います。それでは本日委員の皆さんにご了承いただいた議案第1号から第3号の今後の取り扱いの予定ですが、事務局にて意見縦覧を行っていただき、その後、都市計画審議会での意見聴取、その後に再度景観審議会で最終確認をさせていただくという流れになっています。そして、都市計画審議会での意見を受けた後に景観審議会の方から市長に最終的な答申を行うということでよろしいでしょうか。ではこの3つの案件については、以上の流れで進めさせていただきたいと思います。

それでは引き続き報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局からの補足として、意見縦覧は4月6日から4月20日のスケジュールで行います。審議会のスケジュールについては、現時点では未定です。

事務局 説明資料は、本日配布のスライド資料「令和2年度第1回松阪市景観審議会一報告事項資料一」を参照しながら説明いたします。

### 3. 報告事項について説明

会長 報告事項の説明ありがとうございます。それでは、只今の説明につきまして、委員の方々からご質問などありますでしょうか。

委員 エレベーター棟の設置について、壁面に目地が入っているのか、そのままなのか教えてほしい。

- 事務局 目地はないと思います。色彩を校舎に合わせる配慮をいただきました。
- 委員 目地を入れるなど工夫がないので、景観上配慮したとはいえないと思いました。
- 事務局 大きなものが建っていますので委員の言われたように、今後、配慮事項の工夫を営繕課とも調整していきたいと思います。
- 会長 事業費が高くない程度で設計者が配慮できる工夫はたくさんありますので、都市計画課へ公共事業の通知があったときには、周辺への景観に配慮を引き続き求めていただくようお願いします。委員が指摘されたのは日常の問題意識がとても重要で、公共施設の改築などの際に配慮の片鱗が見えるといいと思います。
- 委員 景観法の届出については重要事項説明書でも説明しているが、例えば届出を違反した場合に指導や勧告といったような実績はあるのか質問します。
- 事務局 無届で指導したという記録はありませんので、実績はないと思います。建築基準法の手続きの中で発覚し届出制度の案内をすることはあると思います。
- 委員 最近はないと思いますが、例えばピンクの家が出てきたという場合には指導されるということでしょうか。
- 事務局 はい、景観形成基準を満たすように設計士や事務所側と調整しています。
- 会長 宅建協会の中でも問題意識を高めるための勉強会などしていただければ大変ありがたいです。他市では無届でやっている事例があります。そういったことが起きないように日頃から周知していきたいと思っていますので、委員もご協力よろしくお願いします。それでは報告事項は以上とさせていただきます。  
それでは、事項書4.その他をお願いします。
- 事務局 ・審議会議事録の確認について
- 会長 最後のあいさつをいただく前に1点お願いします。  
本日は中万地区の重点地区指定について審議できましたので、本当によかったと思います。重点地区指定は、始めが順調でも途中で頓挫してしまうこともありますので、中万地区が指定までたどりついてよかったと思います。  
景観計画改正検討委員会では、景観計画の見直しを提言していましたが、この1、2年は中万地区の重点地区指定を最優先事項としていました。新年度以降は改正検討委員会にて保留していた事項の審議を引き続きお願いできればと思います。  
国交省の本省で景観法の改正の委員会が立ち上がっていて、私も委員長で参画し、

次年度その提言が出る予定です。景観法の運用の見直しが都道府県を通じ、市町の方に通知があると思います。新年度に公開されたらそれを活用して松阪市でも景観計画を前に進めていただけたらと思います。

委員 以前、会議が終わってから先生の取り組みの中で、古い町並みの耐震の話をされていたと思いますが、その辺についてお話を聞かせてください。

会長 建築基準法をそのまま適用した一般建築物と同じ耐震を求めるとどんどん取り壊されてしまうので、まずベースとなる適用除外条例を作りたいということを改正検討委員会でも発言しています。国土交通省が適用除外をつくってもいいというガイドラインを出していて色々な自治体が始めています。松阪市は特定行政庁のため市長の判断で条例制定が可能ということがメリットです。松阪市の建築審査会の会長を私が務めており、歴史的建造物も沢山ありますので、松阪市でぜひ検討できればと思っています。

委員 現在、景観重要建造物指定が1件だけの状況です。重点地区指定されても建物が壊されるケースはたくさんあります。中万地区で気運が高まったタイミングですので、地区の中でそういった話をさせていただいて、景観重要建造物の指定を進めていただければと思います。

会長 ありがとうございます。重点地区指定したあとの中身の充実の話で、重点地区を防災の視点でもフォローしないといけませんし、個々の建築物でいいものはピンポイントで残していけるような制度も併用していきたいといった議論だと思います。それができると4つの重点地区がこれからも継続されていくのではないかと思います。私からの補足は以上です。

事務局 本日は、委員皆様の闊達なご意見を頂戴しましてありがとうございました。審議事項については継続審議としておりますので、今後、意見縦覧、都市計画審議会の意見聴取なども行ってまいります。

・閉会のあいさつ（小林次長）